

引上げ分の地方消費税収（社会保障財源化分の市町村交付金を除く。）又は市町村交付金（社会保障財源化分）が充てられる社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

（歳入）

・市町村交付金（社会保障財源化分）

30,000 千円

（歳出）

・社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費

201,120 千円

【社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費】

（単位：千円）

事業名	経費	特定財源			一般財源	
		国(道)支出金	町債	その他	引上げ分の地方消費税収	その他
社会福祉	障害者福祉事業					
	高齢者福祉事業					
	児童福祉事業					
	母子福祉事業					
	生活保護扶助事業					
	：					
小計						
社会保険	介護保険事業					
	国民健康保険事業					
	：					
	小計					
保健衛生	高齢者医療事業					
	病院事業	201,120			30,000	171,120
	疾病予防対策事業					
	医療提供体制確保事業					
	：					
	小計	201,120			30,000	171,120
合計	201,120				30,000	171,120